

# 全国港湾Fax通信

No. ....

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾19FAX第77号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長	2020年 4月 20日 時 分
殿	(発信者) 全国港湾 玉田



(件名)

**4/20 新型コロナウイルス感染拡大/「緊急事態」への対応に関する要求について**

(本文)

標記の要求については、公文第86号(4/20付)で発信したところです。本要求についての協議経過について、以下の通り報告します。

なお、この協議は、自動化・機械化に関するWGの協議(FAX76号参照)に引き続いて行ったものであり、本要求の協議とともに、20春闘、中央事前協議などの当面の課題について協議したので、併せて報告します。

### 記

1. 日 時 2020年4月20日(月)14:45~15:40

2. 場 所 新橋：港運会館3階会議室

3. 参加者 WGと同様の構成で協議した。

4. 新型コロナウイルス感染拡大/「緊急事態」への対応に関する要求に係る労使協議の経過

(1) 組合側より、要求書、及び職場の「不安・要望」の集約結果(既報)を提出し、要旨次の通り趣旨説明を行った。

- ① 職場の「不安・要望」の集約を一読すれば理解いただけると思うが、職場の不安は多大なものがあり、それでも「業務」につかなければならない事情について、十分に受け止められたい。
- ② 要求の第一は日港協として、内部周知するなどして、直ちに着手すべき事項である。マスク・消毒液の不足は本船に入れない等、荷役作業にも支障をきたしているし、寄り場や送迎バスの消毒などは、必要不可欠である。
- ③ その中でも、万が一の時の休業補償は、職場の最大の課題と言ってもいい。通院・検診・隔離といった事態に、補償がないことは、体調不良を申し出ることも躊躇が生まれ、事態を深刻化することにもなる。
- ④ 同時に、業務量の低下にともなう雇用不安も高まっていることも強調しておきたい。
- ⑤ 要求の第二は、港運労使が関係行政に要請して、実現を図ろうという提起であり、可能ならば、直ちに事務局間で取りまとめて行政に働きかけることも検討されたい。

(2) 業側は、次の通り回答した。

- ① 申し入れの1-(1)(2)については十分に理解できる。すでに、各社が実行していると認識している。港運の業態から、万が一にも感染者が出たとなれば、事業それ自体がストップという事態も考えられるので、そうならないよう各社が全力を挙げていると思う。したがって、あらためて要求をふまえて、日港協としても徹底するよう措置する。

- ② 休業補償、「特別休業補償」の要求は、その趣旨は理解するが、各社がもっている制度や対策ともかかわるので、日港協として措置することはむずかしい。
  - ③ 行政への申し入れの考え方も趣旨を理解しつつも、内部検討を要するので、時間的猶予が欲しい。
- (3) 組合側は、要旨次の通り主張した。
- ① 休業補償の問題は、不安な中で働く組合員の重大な課題といえるもので、元請け責任を含め十分な対策とケア等を要求する。
  - ② 組合員の率直な声に応えることを強く要求する。不安な中で物流を止めることができない現状を理解して頑張っている組合員、皆さん方からいえば従業員のことを十分に理解されたい。
  - ③ 地方港の場合、一港一社の港があり、その場合、万が一にも、罹患者が出た時に事業が遂行できないケースが生まれるので、日港協として行政に確認するなどして対応を検討するよう要請し、業側は、行政に問い合わせをする等して対応するとした。
- (4) 以上の経過で、日港協として要求項目のなかで可能な部分は内部周知していくこととし、検討すべきことは、引き続き協議することを確認した。

## 5. 20春闘、事前協議など、当面の課題について

### (1) 20春闘について

- ① 組合側より、4/9の事務折衝において、コロナウイルス感染防止で通常の団交が開催できないことをふまえ、「団交の在り方について工夫をする」と一致したことから、日港協としてアイディアはあるかを質した。日港協は、検討しているが、回答を内部でどう検討するか工夫も必要で、現在のところ具体的に回答できる段階のものはないとした。
- ② 日港協は、コロナウイルスの問題は、連休明けにでも解決するとの見通しもない状況であり、時間的猶予を求めてきた。組合側は、「工夫をする」との一致点を基本に具体化するよう強く要請し、日港協は検討すると回答した。
- ③ 組合側より、20春闘要求ともなっている、14春闘確認の「2020年4月1日より週休二日制を実施する」ことを本年度から具体的に履行するかについて、各職種(検査・関連)の労使で検討しているが、2025年より分母を改定することも課題となっており、前進を見ていないことを指摘し、すでに4月1日は経過しており、日港協として、週休二日制を実施できる環境を作るよう強く求めた。  
業側は、組合側の主張する趣旨は理解するも、直ちに回答できないので、あらためて回答を準備する中で、この課題を念頭に置いて検討するとした。

### (2) 今後の、諸課題の取り組みについて

- ① 組合側より、今後の進め方について、次の提起を行った。
  - イ、中央事前協議会が4/24に予定されており、仮に、ONEの事案で各地区の協議が進むとなれば、同日に労使政策委員会の委員も加えた中央事前協議をするよう要請する。
  - ロ、同時に、こうした状況下で、中々、労使が協議できる場が取れないので、事前協議

の後に労使協議して、今後の課題への対応を協議するよう要請する。

- ② 日港協は、組合の提起以前に検討を求めたいことがあるとして、次の提案を行った。
- イ、4/24の中央事前協議は、一堂に会するのではなく「書面のやり取り」で対応したい。具体的には、4/21のヒヤリングの結果を組合側委員に報告し、組合側で検討して、その結果を報告してもらう形を検討されたい。
  - ロ、ONE関係の地区並行協議の結果、中央で協議すると条件が整えば、前回行った労使政策委員も交えた協議(人数は絞って)するようにしてはどうか。
- ③ 組合側は、提案について検討し、次の通り回答した。
- イ、例月の中央事前協議会を、書面で対応することについては了解する。
  - ロ、ただし、ONEの地区並行協議の状況次第では、中央協議が必要不可欠であり、その協議が4/24にやれるとなれば、労使政策委員も参加する中央協議を行い、その場で、コロナ対策や、20春闘課題の協議を行うこととする。人数を制限することについては、組合内部で検討する。
- ④ 業側は、組合側の提案を了承し、次のことを確認した。
- イ、業側は、コロナウイルス対策について、組合側の要求は十分理解するも、一方で、医療従事者が命を賭して頑張っておられる状況の中で、港運も大変ではあるが、なんとか一緒に頑張って対応していただきたいし、そのために事業者としてできる限りのことは行う意思があることを理解いただきたいと強調した。
  - ロ、そのうえで、次のことを再確認した。
    - a、例月の中央事前協議会を、書面で対応する。
    - b、ただし、「ONEの地区並行協議の状況次第では、その協議が4/24にやれるとなれば、労使政策委員も参加する中央協議を行い、その場で、コロナ対策や、20春闘課題の協議を行う。

以上